

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年10月 9日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備(B)燃料油配管修理作業後の漏えい確認において、閉止継手部より燃料油の漏えい(100CC)が認められたため、当該継手部を点検・修理。 なお、隔離操作を行い漏えい停止。	G III	
2	1・2号廃棄物処理設備	1号機廃棄物処理補機冷却海水系ポンプ出口空気抜き弁において、継手部からの海水漏えい(12秒に1滴)が認められたため、当該継手部を点検・修理。	G III	
3	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系バグフィルタタンク(B)液位検出器において、検出器不良(液位が高い状態で液位高警報が発生せず)が認められたため、当該検出器及び検出配管を点検・修理。	G III	
4	補助ボイラー	補助ボイラー(A)ボイラー水溶酸素検出器点検において、検出器に「ゼロ校正不可」の表示が認められたため、当該検出器を点検・修理。	G III	
5	その他	復旧計画報告書(規制庁提出)に記載の健全性評価機器において、選定した代表機器に誤りが認められたため、当該の原因調査・対策検討。	G II	